

事務連絡

平成 26 年 7 月 8 日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に係る官報正誤について

日頃より子ども・子育て支援新制度の施行準備に御尽力・御協力をいただき大変ありがとうございます。

さて、本年 4 月 30 日付けで「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）を発出したところですが、別紙のとおり、掲載された官報に誤りがありました。

今回の誤りにつきましては、現在、官報正誤を依頼中ですが、各地方自治体の関係者の皆様方にご迷惑をおかけしたことにつき深くお詫び申し上げますとともに、取り急ぎ、該当箇所を情報提供させていただきますので、各都道府県におかれましては、管下市町村に速やかに周知していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、今回、併せて「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に係る条例策定状況を確認させていただきたいと考えておりますので、大変恐縮ですが、7 月 15 日（火）までに、都道府県におかれては政令市・中核市を除く管内市町村の策定状況を取りまとめた上で、政令市・中核市におかれては自市の条例策定状況についてご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 橋本

TEL : 03-5253-1111（内線：7920）

FAX : 03-3595-2674

E mail : hoi_kuka@nhl.w.go.jp

官報正誤表(案)

◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第六十一号)

ページ	段	行		
一五	上	三	第十五条第一項及び第五項	第十五条第一項、第二項及び第五項
二〇	下	九	第二十八条柱書き中	第二十八条中
二〇	下	一〇	同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、	同条第一号中
二〇	下	一一	同条第四号中「(法第六条の三十第十項第二号」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、	同条第四号中
二〇	下	終わりから 二〇	第二十三条第一項	第二十三条第一項本文
二〇	下	終わりから 一六	第三十四条第一項	第三十四条第一項本文
二〇	下	終わりから 一四	第四十四条第一項	第四十四条第一項本文
二〇	下	終わりから 七	(小規模保育事業B型に関する経過措置)	(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

誤

正

(参考) 五月二十二日付け官報正誤で訂正済み分

二十	十五	ページ
下	上	段
十八	十八	行
整備	第四十一条	誤
整備等	第四十二条	正